ひとり親家庭・寡婦に

ヘルパーを派遣します

〔制度内容〕※事業の利用には条件があります。必ず事前にご相談ください。

ひとり親家庭及び寡婦を対象に、登録されたヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、日常生活のお手伝いなどを行います。ヘルパーの派遣は、枚方市より委託を受けた介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者が実施します。

〔例えば…〕

☆実家の親の介護が必要になってしまった…。
☆キャリアアップの為に夜間の講座に通いたい！
☆離婚直後で忙しく、平日出勤できない日が多くなってしまった。
　土日にシフトを入れて出勤したいけれど…。
☆月に２，３回はどうしても仕事の帰りが遅くなってしまう日がある…。
など

下記の場合は派遣することができません。

・病児及び病後児の保育　・感染症の患者がいる居宅における支援　・留守の居宅における支援
・日常的な家事の範囲を超える場合　・ひとり親本人が在宅の場合
・ヘルパー派遣調整が出来ない場合

〔利用回数・時間及び料金〕

1年間につき20回以内、午前7時～午後10時までで、1回あたり30分～5時間で利用が可能です。
（※理由によっては、それ以外の場合もあります。）

利用世帯の区分	利用者の負担額（１時間あたり）
生活保護世帯、市民税非課税世帯	０円
児童扶養手当受給水準の世帯	１５０円
上記以外の世帯	３００円

〔利用登録に必要な書類〕

１．　**枚方市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用登録申請書及び申請者世帯状況調書**
２．　**ひとり親家庭等であることを証明する書類**　（児童扶養手当証書、戸籍抄本など）
３．　**利用世帯の区分を決定する書類**
　・生活保護世帯の方は、保護受給証明書
　・生活保護世帯以外の方は、当該年度の市民税課税証明書（１～７月については、前年度分）
４．　**その他市長が必要と認める書類**

利用方法は裏面をご参照ください→

〔利用方法〕

1　事前相談

利用希望者はひとり親家庭相談支援センターに事前相談が必要です。

申し込みを行う前には必ず相談を受けていただく必要があります。制度の説明や必要書類の説明をさせていただきます。

2　利用登録

ひとり親家庭相談支援センターで利用の登録を行います。

ひとり親家庭相談支援センターの窓口で、利用登録の申請書を提出してください。

3　利用登録決定

枚方市から申請者へ、利用登録の決定通知書を送付します。

ご提出いただいた書類により、登録及び利用料金(負担額)等を決定し、**「利用登録決定通知書」**を枚方市から送付します。

4　ヘルパー派遣要請

初めての利用については、７日前までに申請者からひとり親家庭相談支援センターまでお電話ください。２回目以降の利用については、以前利用された指定居宅サービス事業所に直接電話してください。

※ヘルパーの調整がつかない場合は、派遣できないことがあります。できるだけ早くお申し込みください。

5　ヘルパー派遣

派遣終了後、ヘルパーが持参する**「派遣状況報告書」**に記名・押印し、ヘルパーにお渡しください。

6　利用料金の支払い

枚方市から納付書をお送りしますので、金融機関等でお支払いください。

ご利用後、利用料金が必要な世帯につきましては、枚方市より納付書をお送りしますので、金融機関等でお支払いください。

〔ご利用にあたって〕

★利用の登録は毎年度必要です。登録の更新を希望する方は、毎年４月に市で再登録を行ってください。再登録を行っていただかないとご利用していただけません。
★派遣要請はひとり親家庭相談支援センターまたは利用したことのある各指定居宅サービス事業所にお願いします。
★その年度の8月以降の利用料金（負担額）を決定するため、毎年７月に登録世帯の当該年度分の課税状況を確認します。課税状況によっては利用料金（負担額）が変更になることがあります。また、公簿で課税状況等が確認できない場合、別途課税証明書等の提出を求めることがあります。
★お申し込みの際にいただいた個人情報については、個人情報保護関係法令を遵守し、ひとり親家庭等日常生活支援事業以外の目的には使用しません。

【問　合　せ　先】
〒573-0032
枚方市岡東町１９－１　OFFICE A　6F（ステーションヒル枚方6F）
ひとり親家庭相談支援センター（まるっとこどもセンター内）
TEL　072－841－1125（直通）
FAX　072－846－7952
Email　maruko@city.hirakata.osaka.jp